



発行 東京都

目次

108

規則

- 東京都引揚者住宅条例施行細則の一部を改正する規則……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…一
- 東京都小笠原住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…四
- 東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…六

訓令

- 東京都引揚者住宅管理人規程の一部改正……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…八

規則

東京都引揚者住宅条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十七号

東京都引揚者住宅条例施行細則の一部を改正する規則

東京都引揚者住宅条例施行細則（昭和二十六年東京都規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（請け書）」に改め、同条中「請書」を「請け書」に改める。

第四条を次のように改める。

（連絡先変更届等）

第四条 使用者は、条例第五条に規定する請け書に記載された連絡先を他の者に変更しようとするときは、別記第三号様式の二による連絡先変更届を知事に提出しなければならない。

2 使用者は、条例第五条に規定する請け書又は前項に規定する連絡先変更届に記載された連絡先の住所、氏名又は電話番号に変更があつたときは、直ちに知事に通知しなければならない。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条 削除

（使用者変更の手続）

第八条 使用者は住宅の使用を廃止した場合においてその同居の家族が引き続き使用しようとするときは、事前に知事の許可を受けなければならない。ただし、その事由が使用者の死亡によるものであるときは、十五日以内に届け出て許可を受けなければならない。

別記第三号様式を次のように改める。

請 け 書 年 月 日

東京都知事 殿

記

使用者は、下記住宅の使用許可を受けた上は、東京都引揚者住宅条例、東京都引揚者住宅条例施行細則及びこれらの規定に基づき指示を堅く守り、使用料は、毎月末日までに必ずその月分を支払い、滞納することのないようにします。また、万一使用料等を滞納した場合は、連絡先に滞納の事実を告げられても異議ありません。

第三号様式（第三関係）

住宅使用料	月額	円
共益費	月額	円
所在地	アパート 住 宅 号	
建物名称・番号	造 建築面積 平方メートル 量はか	
表示	構造規格	
使用者	フリガナ	氏名
	生年月日	年 月 日生
	住所	(印)
連絡先	フリガナ	氏名
	住所	(印)
	使用者との関係	1 親 2 子 3 兄弟姉妹 4 その他親戚 ()
		5 勤務先関係 6 知人 7 その他 ()

(電話番号)

備考

1 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。

2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります（連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありませぬ。）。

(日本産業規格A列4番)

別記第三号様式の次に次の一様式を加える。

連絡先変更届

年 月 日

東京都知事 殿

名義人番号	
住所	電話番号 ()
住宅名・番号	アパート 号棟 号
フリガナ	
使用者氏名	(印)

私は、下記のとおり新たに連絡先を定めましたので届け出ます。
なお、万一使用料等を滞納した場合は、新連絡先に滞納の事実を告げられても異議ありません。

記

新連絡先	住所	電話番号 ()	使用者との関係	1 親 2 子 3 兄弟姉妹 4 その他親戚 ()	5 勤務先関係 6 知人 7 その他 ()
	フリガナ				
	氏名	(印)			

備考

1 名義人番号は、住宅使用料等の領収書を参考に記入してください。

2 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。

3 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります（連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありませぬ。）。

(日本産業規格A列4番)

第三号様式の二（第三関係）

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 使用者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に定めた保証人を他の者に変更しようとするときは、この規則による改正後の東京都引揚者住宅条例施行細則(以下「新規則」という。)別記第三号様式の二による連絡先変更届を知事に提出しなければならない。

3 新規則第四条第二項の規定は、施行日前に定めた保証人の住所又は氏名に変更があつたときについて準用する。

東京都小笠原住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第七十八号

東京都小笠原住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都小笠原住宅条例施行規則(昭和四十五年東京都規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「(請け書)」に改め、同条中「請書」を「請け書」に改める。

第八条を次のように改める。

(連絡先変更届等)

第八条 使用者は、条例第八条第一項第一号に規定する請け書に記載された連絡先を他の者に変更しようとするときは、別記第二号様式の二による連絡先変更届を知事に提出しなければならない。

2 使用者は、条例第八条第一項第一号に規定する請け書又は前項に規定する連絡先変更届に記載された連絡先の住所、氏名又は電話番号に変更があつたときは、直ちに知事に通知しなければならない。

別記第二号様式中「請

書」を「請け

書」を

「連帯保証人は、使用者と連帯して使用料その他の債務を負担し、万一使用者が使用料等を滞納した場合は、直ちに使用者に代わり使用料等を支払います。」

「また、万一使用料等を滞納した場合は、連絡先に滞納の事実を告げられども異議ありません。」

連帯保証人	住所	氏名(印)	生年月日	職業収入	勤務先	勤務先の明証
			年 月 日	(所在地)	(名称)	上記の者は、当所に勤務し月収 円であることを証明します。
						年 月 日
						(証明者名)

備考 1 連帯保証人の印鑑証明書(発行後3月以内のもの)を添えてください。
2 連帯保証人が給与所得者である場合は、上記「勤務先の証明」を必要とします。
3 連帯保証人が自営業の場合には、住民税課税証明書を添えてください。

のり付けをして折り込む
(連帯保証人の印鑑証明書)

連絡先	現住所	使用者との関係	1 親	2 兄弟姉妹	3 その他	4 親戚	5 勤務先関係	6 知人	7 その他
フリガナ									
氏名(印)									

備考 1 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。
2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります(連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。)

改め、同様式の次に次の様式を加える。

第2号様式の2(第8条関係)

連絡先変更届

年 月 日

東京都知事 殿

名義人番号									
住所	電話番号 ()								
住宅名・番号	アパート				号棟		号		
フリガナ									
使用者氏名	印								

私は、下記のとおり新たに連絡先を定めましたので届け出ます。
 なお、万一使用料等を滞納した場合は、新連絡先に滞納の事実を告げられても異議ありません。

記

新住所	電話番号 ()	使用者の関係	1 親	2 子	3 兄弟姉妹	4 その他親戚	5 勤務先関係	6 知人	7 その他
フリガナ		印							
氏名									

備考
 1 名義人番号は、住宅使用料等の領収書を参考に記入してください。
 2 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。
 3 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります(連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません)。
 (日本産業規格A列4番)

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に提出されたこの規則による改正前の東京都小笠原住宅条例施行規則別記第二号様式による請け書(施行日以後の使用許可に係るものに限る。)は、この規則による改正後の東京都小笠原住宅条例施行規則(以下「新規則」という。)別記第二号様式による請け書とみなす。
- 使用者は、施行日前に定めた連帯保証人を他の者に変更しようとするときは、新規則別記第二号様式の二による連絡先変更届を知事に提出しなければならない。
- 新規則第八條第二項の規定は、施行日前に定めた連帯保証人の住所又は氏名に変更があつたときについて準用する。

東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十九号

東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則(昭和六十三年東京都規則第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十二条(連絡先変更届等)

使用者は、条例第十条第一項第一号に規定する請け書に記載された連絡先を他の者に変更しようとするときは、別記第五号様式の二による連絡先変更届を知事に提出しなければならない。

使用者は、条例第十条第一項第一号に規定する請け書又は前項に規定する連絡先変更届に記載された連絡先の住所、氏名又は電話番号に変更があつたときは、直ちに知事に通知しなければならない。

別記第四号様式を次のように改める。
別記第四号様式 留送

別記第五号様式中「第12条」や「第11条」は、

「連帯保証人は、使用者と連帯して使用料その他の債務を負担し、万一使用者が使用料等を滞納した場合は、直ちに使用者に代わり使用料等を支払います。」

「また、万一使用料等を滞納した場合は、連絡先に滞納の事実を告げられなくても異議ありません。」

現住所		(電話番号)	
フリガナ	氏名	使用者の関係	1 親 2 兄弟姉妹 3 その他親戚
生年月日	出生日	4	5 勤務先関係 6 知人 7 その他
職業	(所在地) (名称) (電話番号)	就職年月日	年 月 日
勤務先	上記の者は、当所に勤務し月収 円であることを証明します。 (証明者名)	年 月 日	公印又は 社印
勤務先の明証			

備考 1 連帯保証人は、日本国内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、現実な保証能力を有する方にしてください。
2 連帯保証人の住所、氏名、生年月日などが確認できる書類(印鑑証明書(発行後3月以内のもの)、運転免許証の写し、健康保険証の写し(など)を添えてください。
3 連帯保証人の収入を証明する書類(住民税課税証明書、源泉徴収票、年金証書の写し(など))があれば、「勤務先の証明」欄は空欄のままでも結構です。

現住所		(電話番号)	
フリガナ	氏名	使用者の関係	1 親 2 兄弟姉妹 3 その他親戚
		4	5 勤務先関係 6 知人 7 その他

備考 1 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。
2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります(連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。)

改める。
別記第五号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式の2(第12条関係)

連絡先変更届

東京都知事 殿

年 月 日

名義人番号	
住所	電話番号 ()
住宅名・番号	アパート 号棟 号
フリガナ	
使用者氏名	

私は、下記のとおり新たに連絡先を定めましたので届け出ます。
なお、万一使用料等を滞納した場合は、新連絡先に滞納の事実を告げられても異議ありません。

記

新住所	電話番号 ()
フリガナ	使用者との関係
氏名	1 親 2 兄弟姉妹 3 その他親戚 4
	5 勤務先関係 6 知人 7 その他

備考 1 名義人番号は、住宅使用料等の領収書を参考に記入してください。
2 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。
3 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります(連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。)

(日本産業規格A列4番)

別記第二十二号様式（裏面）中

「連帯保証人は、承継人と連帯して使用料その他の債務を負担し、万一承継人が使用料等を滞納した場合は、直ちに承継人に代わり使用料等を支払います。」

「また、万一使用料等を滞納した場合は、連絡先に滞納の事実を告げられなくても異議ありません。」

現住所	フリガナ		(電話番号)	
	氏名	①	申請者との関係	1 親 2 子 3 兄弟姉妹 4 その他親戚 5 勤務先関係 6 知人 7 その他
勤務先	生年月日	年 月 日生	就職年月日	年 月 日
	業種	(所在地) (名称) (電話番号)		
勤務先	上記の者は、当所に勤務し月収 円であることを証明します。日 年 月 日			
証明	公印又は社印			

備考 1 連帯保証人は、日本国内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、確實な保証能力を有する方にしてください。

2 連帯保証人の住所、氏名、生年月日などが確認できる書類(印鑑証明書(発行後3月以内のもの)、住民票写しの写し、健康保険証の写しなど)を添えてください。

3 連帯保証人の収入を証明する書類(住民税課税証明書、源泉徴収票、年金証書の写しなど)があれば、「勤務先の証明」欄は空欄のままでも結構です。

連絡先	現住所	(電話番号)			
	フリガナ	申請者との関係	1 親 2 子 3 兄弟姉妹 4 その他親戚 5 勤務先関係 6 知人 7 その他		

備考 1 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。

2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります。(連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。)

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に提出されたこの規則による改正前の東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則第五号様式及び第二十二号様式による請け書(施行日以後の使用許可及び使用権の承継の許可に係るものに限る。)は、それぞれこの規則による改正後の東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則(以下「新規則」という。)別記第五号様式及び第二十二号様式による請け書とみなす。

3 使用者は、施行日前に定めた連帯保証人を他の者に変更しようとするときは、新規則別記第五号様式の二による連絡先変更届を知事に提出しなければならない。

4 新規則第十二条第二項の規定は、施行日前に定めた連帯保証人の住所又は氏名に変更があったときについて準用する。

東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十号

東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成五年東京都規則第四百七号)の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第十条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(連絡先変更届等)

第十条 使用者は、条例第十条第一項第一号に規定する請け書に記載された連絡先を他の者に変更しようとするときは、別記第三号様式の二による連絡先変更届を知事に提出しなければならない。

2 使用者は、条例第十条第一項第一号に規定する請け書又は前項に規定する連絡先変更届に記載された連絡先の住所、氏名又は電話番号に変更があったときは、直ちに知事に通知しなければならない。

別記第二号様式を次のように改める。

別記第二号様式 削除

第3号様式の2 (第10条関係)

「 連帯保証人は、使用者と連帯して使用料その他の債務を負担し、万一使用者が使用料等を滞納した場合は、直ちに使用者に代わり使用料等を支払います。 」
「 また、万一使用料等を滞納した場合は、連絡先に滞納の事実を告げられ 」
「 ても異議ありません。 」

現住所	(電話番号)	
	フリガナ	使用関係
氏名	印	1 親 2 子 3 兄弟姉妹 4 その他親戚
生年月日	年 月 日	5 勤務先関係 6 知人 7 その他
職業	就職年月日	年 月 日
勤務先	(所在地) (名称) (電話番号)	
勤務先の明証	上記の者は、当所に勤務し月収 円であることを証明します。 (証明者名)	年 月 日
	公印又は社印	

備考1 連帯保証人は、日本国内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、確実な保証能力を有する方にしてください。

2 連帯保証人の住所、氏名、生年月日などが確認できる書類(印鑑証明書(発行後3月以内のもの)、運転免許証の写し、健康保険証の写しなど)を添えてください。

3 連帯保証人の収入を証明する書類(住民税課税証明書、源泉徴収票、年金証書の写しなど)があれば、「勤務先の証明」欄は空欄のままでも結構です。

現住所	(電話番号)	
フリガナ	使用者との関係	1 親 2 子 3 兄弟姉妹 4 その他親戚
氏名	印	5 勤務先関係 6 知人 7 その他

備考1 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。

2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります。(連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。)

改め、同様式の次に次の一様式を加える。

名義人番号									
住所	電話番号 ()								
住宅名・番号	アパート	号棟	号						
フリガナ	氏名								印

東京都知事 殿

連絡先変更届

年 月 日

私は、下記のとおり新たに連絡先を定めましたので届け出ます。
なお、万一使用料等を滞納した場合は、新連絡先に滞納の事実を告げられても異議ありません。

記

新住所	電話番号 ()								
フリガナ	氏名	使用者との関係	1 親 2 子 3 兄弟姉妹 4 その他親戚	5 勤務先関係 6 知人 7 その他					

備考1 名義人番号は、住宅使用料等の領収書を参考に記入してください。

2 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。

3 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります。(連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。)

(日本産業規格A列4番)

別記第二十号様式（裏面）中

「連帯保証人は、承継人と連帯して使用料その他の債務を負担し、万一承継人が使用料等を滞納した場合は、直ちに承継人に代わり使用料等を支払います。」

「また、万一使用料等を滞納した場合は、連絡先に滞納の事実を告げられなくても異議ありません。」

住所		(電話番号)							
フリガナ	氏名	申請者との関係	1 親	2 子	3 兄弟姉妹	4 その他	5 勤務先関係	6 知人	7 その他
生年月日	年月日	就職年月日	年	月	日	年	月	日	年
職業	(所在地) (名称) (電話番号)	上記の者は、当所に勤務し月収 円であることを証明します。							
勤務先	勤務先の証明 (証明者名)	年	月	日	公印又は 社印				

備考 1 連帯保証人は、日本国内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、確実な保証能力を有する方としてください。

2 連帯保証人の住所、氏名、生年月日などが確認できる書類(印鑑証明書(発行後3月以内のもの)、運転免許証の写し、健康保険証の写しなど)を添えてください。

3 連帯保証人の収入を証明する書類(住民税課税証明書、源泉徴収票、年金証書の写しなど)があれば、「勤務先の証明」欄は空欄のままです。

住所	(電話番号)								
フリガナ	氏名	申請者との関係	1 親	2 子	3 兄弟姉妹	4 その他	5 勤務先関係	6 知人	7 その他
氏名	氏名	申請者との関係	1 親	2 子	3 兄弟姉妹	4 その他	5 勤務先関係	6 知人	7 その他

備考 1 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。

2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を理由として、使用料等を請求する場合があります(連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません)。

改める。

附則

- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に提出されたこの規則による改正前の東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則第三号様式及び第二十号様式による請け書(施行日以後の使用許可及び使用権の承継の許可に係るものに限る。)は、それぞれこの規則による改正後の東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則(以下「新規則」という。)別記第三号様式及び第二十号様式による請け書とみなす。
- 3 使用者は、施行日前に定めた連帯保証人を他の者に変更しようとするときは、新規則別記第三号様式の二による連絡先変更届を知事に提出しなければならない。
- 4 新規則第十条第二項の規定は、施行日前に定めた連帯保証人の住所又は氏名に変更があったときについて準用する。

訓令

●東京都訓令第九号

庁 中 一 般

東京都引揚者住宅管理人規程(昭和二十六年東京都訓令甲第四十二号)の一部を次のように改正する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

第四条第二項中「次の各号に」を「次に」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一(一)一(代)

郵便番号 163-8001
定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

